

一般社団法人健康マイスター協会会員規約

(目的)

第1条 この規定は一般社団法人健康マイスター協会（以下、本協会という。）会員に関する事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本協会の会員は、個人会員、法人会員、医療施設会員の3種とする。

(入会の申込み)

第3条 本協会に入会しようとする者は、次の入会申込み手続きを要する。

(1) 個人会員

① 個人会員として入会しようとする者は、会員倫理規定遵守の誓約をし、本協会が定める方法で入会申込をし、初年度年会費を納入しなければならない。

(2) 法人会員

① 法人会員として入会しようとする法人又は団体は、会員倫理規定遵守の誓約をし、本協会が定める方法で入会申込をし、本協会が指定する当該法人の活動状況を判断できる資料等を提出しなければならない。

② 法人会員として入会を申し込んだ者は、理事会での審議で入会を承認された後、初年度年会費を納入しなければならない。

(3) 医療施設会員

① 医療施設会員として入会しようとする医療施設は、会員倫理規定遵守の誓約をし、本協会が定める方法で入会申込をしなければならない。

② 医療施設会員として入会を申し込んだ者は、理事会での審議で入会を承認された後、初年度年会費を納入しなければならない。

(入会審査の基準)

第4条 理事会は、入会の申し込みに対して、次の基準及び次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 個人会員

① 本協会の目的に賛同し、会員倫理規定の遵守を誓約して入会しようとする個人。

② 年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わない。

(2) 法人会員

① 本協会の目的に賛同し、会員倫理規定の遵守を誓約して入会しようとする法人又は団体。

② 経営又は運営の継続性、安定性が見込めること。

(3) 医療施設会員

- ① 本協会の目的に賛同し、会員倫理規定の遵守を誓約して入会しようとする医療施設。

2 暴力団等の反社会的団体に所属する等、本協会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

(再審査)

第5条 法人会員にあって、入会承認後に株主構成、経営者、事業内容等、経営又は運営に関する重要な変更があった場合は、入会の再審査を行うことができる。

(入会承認の取消し)

第6条 入会承認後、次に該当する場合は、理事会の議決により当該会員の入会承認を取消することができるものとする。

- ① 入会申込及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき
- ② 入会審査の基準に反することが明らかになった場合

(入会の通知)

第7条 入会の申し込みについて理事会がその可否を決定した後は、代表理事は入会を申し込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

(入会の時期)

第8条 個人会員は、本協会が入会を通知したときをもって入会とする。

2 法人会員は、理事会の入会承認後、年会費を納入し、代表理事が入会を通知したときをもって入会とする。

3 医療施設会員は、理事会の入会承認後、年会費を納入し、代表理事が入会を通知したときをもって入会とする。

(会員専用ページへのアクセス権、有効期限等)

第9条 会員には、入会時に会員専用ページへのアクセス権を交付する。

2 本協会認定の資格取得者に対しては、会員専用ページへのアクセス権限と資格認定者専用機能へのアクセス権を交付する。

3 会員専用ページへのアクセス権及び資格認定者専用機能へのアクセス権の有効期限は、入会日または、更新日から同年度の3月末日までとする。

(会員の権利)

第10条 個人会員は、本協会が会員に行う次のサービスを受けることができる。

- ① 本協会が運営する各種マイスター資格の認定
- ② 本協会の刊行物の配布
- ③ 本協会主催のセミナー、講演会などの参加費の会員割引
- ④ 本協会主催の会員の集いなどのイベントにおける販売商品の会員割引
- ⑤ 法人会員のショップ及びスクールでの会員優遇制度
- ⑥ その他本協会が会員に対して行う各種サービス

2 法人会員は、本協会が会員に行う次のサービスを受けることができる。

- ① 本協会が運営する各種認定への申請
- ② 本協会の刊行物の配布
- ③ 協会主催行事への出展
- ④ 協会公式サイトの関係ページへの情報の掲載
- ⑤ その他本協会が法人会員に対して行う各種サービス

3 医療施設会員は、本協会が会員に行う次のサービスを受けることができる。

- ① 本協会が運営する各種認定への申請
- ② 本協会の刊行物の配布
- ③ 協会主催行事への出展
- ④ 協会公式サイトの関係ページへの情報の掲載
- ⑤ その他本協会が医療施設会員に対して行う各種サービス

(会員の義務)

第11条 会員は、本協会が別に定める会員倫理規程を遵守しなければならない。

2 会員は、登録内容を変更する場合は、速やかに協会が定める変更手続きを行うものとする。

(会員更新手続き)

第12条 会員は、毎年度初めまでに本協会が定める会員更新手続きをしなければならない。

2 会員更新手続きをしない間は、その会員の資格は停止し、本協会が会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。

3 更新の可否については、第4条第2項を準用する。

(入会金及び会費)

第 13 条 入会金及び年会費は下記の通りとする。

(1) 個人会員・・・入会金 無料 / 年会費 11,000 円 (不課税)

法人及び医療施設会員所属の個人会員・・・入会金 無料 / 年会費 5,500 円 (不課税)

(2) 法人会員・・・入会金 無料 / 年会費 330,000 円 (不課税)

(3) 医療施設会員・・・入会金 無料 / 年会費 110,000 円 (不課税)

2 入会時に納入すべき年会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

3 2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第 14 条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 退会したとき。

② 死亡し、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。

③ 除名されたとき。

2 会員資格を喪失したときは、本協会の認定資格（検定資格を除く。）も喪失し、1年以上経過後は再入会にあたっても継続はされない。

(退会)

第 15 条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会費を無申告で3ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

(除名)

第 16 条 会員が次の各号に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

① 本協会の定款又は規則に違反したとき。

② 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。

③ その他本協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(既納の入会金、会費等)

第 17 条 既納の年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(変更)

第 18 条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規定は、令和3年5月12日から実施する。

令和3年8月26日 一部改定

令和3年9月 7日 一部改定